

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）の一部を改正する件（告示案）」
に関する意見募集の結果について

No.	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
1	<p>(該当箇所)</p> <p>○第4-3 特定個人情報の提供制限等 第4-3-(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限 B 特定個人情報を提供できる場合 g 情報提供ネットワークシステムを通じた提供 (注)一 提供を求めた特定個人情報が地方税関係情報である場合において、当該地方税関係情報の提供を求めることについて本人の同意がない場合における当該地方税関係情報</p> <p>○第4-3-(3) 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供 A 情報提供ネットワークシステム (注)一 提供を求めた特定個人情報が地方税関係情報である場合において、当該地方税関係情報の提供を求めることについて本人の同意がない場合における当該地方税関係情報</p> <p>(意見) 地方税関係情報の提供を求めることについて本人の同意を得るのは情報照会者であり、情報提供者は、情報提供ネットワークシステムから照会を受けたものは、既に情報照会者において本人の同意が得られているものとみなして当該情報を提供するという認識で間違いないか。</p> <p>(理由) ・地方税関係情報で情報提供者が本人同意を得るタイミングは現実的でないこと。 ・提供において情報照会者が得るべき同意の有無を判断できる余地はシステムの実装状況として現実的でないこと。 ・仮に情報提供者で同意を得るとしても、包括的な同意であり当該既定の趣旨になじんでいないと思慮されること。</p>	<p>改正後の番号法第19条第8号に基づいて実施する条例事務の情報照会については、情報照会者が本人の同意を得た上で情報照会することになります。</p>

No.	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
2	<p>以下、「新旧対照表（行政機関等・地方公共団体等編）」について意見をを行う。</p> <p>>P15 第4-3-(2).B >g 情報提供ネットワークシステムを通じた提供</p> <p>ここで、条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供についてなのであるが、地方公共団体は法運用上の盲点となりうるものであるため、国による枠組み策定等も行って、地方公共団体によるフライング的な行動に注意する事が必要であると考えます。あまり公共団体任せにせず、国が通知等によって枠を定めていっていただきたいと思う。</p> <p>（今でも、多数の地方公共団体が法律、政令、省令等の無視を行っている場合があるのであり、また、（法律により委任を受けていないのに）条例は省令よりも下の効力ではないなどと小学校社会科のテストにも不合格となる様な法令解釈を述べる者が（中央省庁にも（厚生労働省医政局において確認）存在している）存在しているから（自治体職員のためのハンドブック的書籍でその様な解釈を否定もせず提示する者も存在する）、地方公共団体の挙動に注意は必要であると考えます。中には首長クラスでも組織犯罪者との付き合いがある者もいるのであり、犯罪者周辺に便宜を図ったり、また「うっかり」漏らしてしまったりという事はありうると思われるのであるが、条例や規則等でその様な事態が横行する様な環境が作られないよう、国がしっかり枠を定めていただきたい。地方住人としての願いである。）</p>	<p>改正後の番号法第19条第8号に基づいて情報連携を行う条例事務は、その事務の趣旨又は目的が、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務のうちいずれかの事務（以下「法定事務」という。）の根拠となる法令の趣旨又は目的と同一であること及びその事務の内容が、法定事務の内容と類似していることを要件としており、あらかじめ地方公共団体の名称、番号法第9条第2項の条例及び条例事務の名称、条例事務関係情報提供者及び当該条例事務関係情報提供者に対し提供を求める特定個人情報等を個人情報保護委員会へ届け出た上で、委員会が認めた場合に限り実施できる枠組みとなっています。</p>

※ 番号法：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）